

港湾計画業務改善について

令和5年6月22日
国土交通省港湾局

- 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は港湾法に基づき港湾計画を策定している。
- 港湾管理者の技術力維持や予算確保が厳しいといわれている中、効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築が必要。



- 港湾計画を策定する港湾管理者と港湾計画に関する事務を所掌する国土交通省との間で意見交換を行う検討会を立ち上げた。
- 本検討会では、従来の港湾計画業務に関する課題を整理するとともに改善策を検討し、令和4年度中にとりまとめを行った。

＜港湾計画業務改善検討会 構成員＞

【構成員】

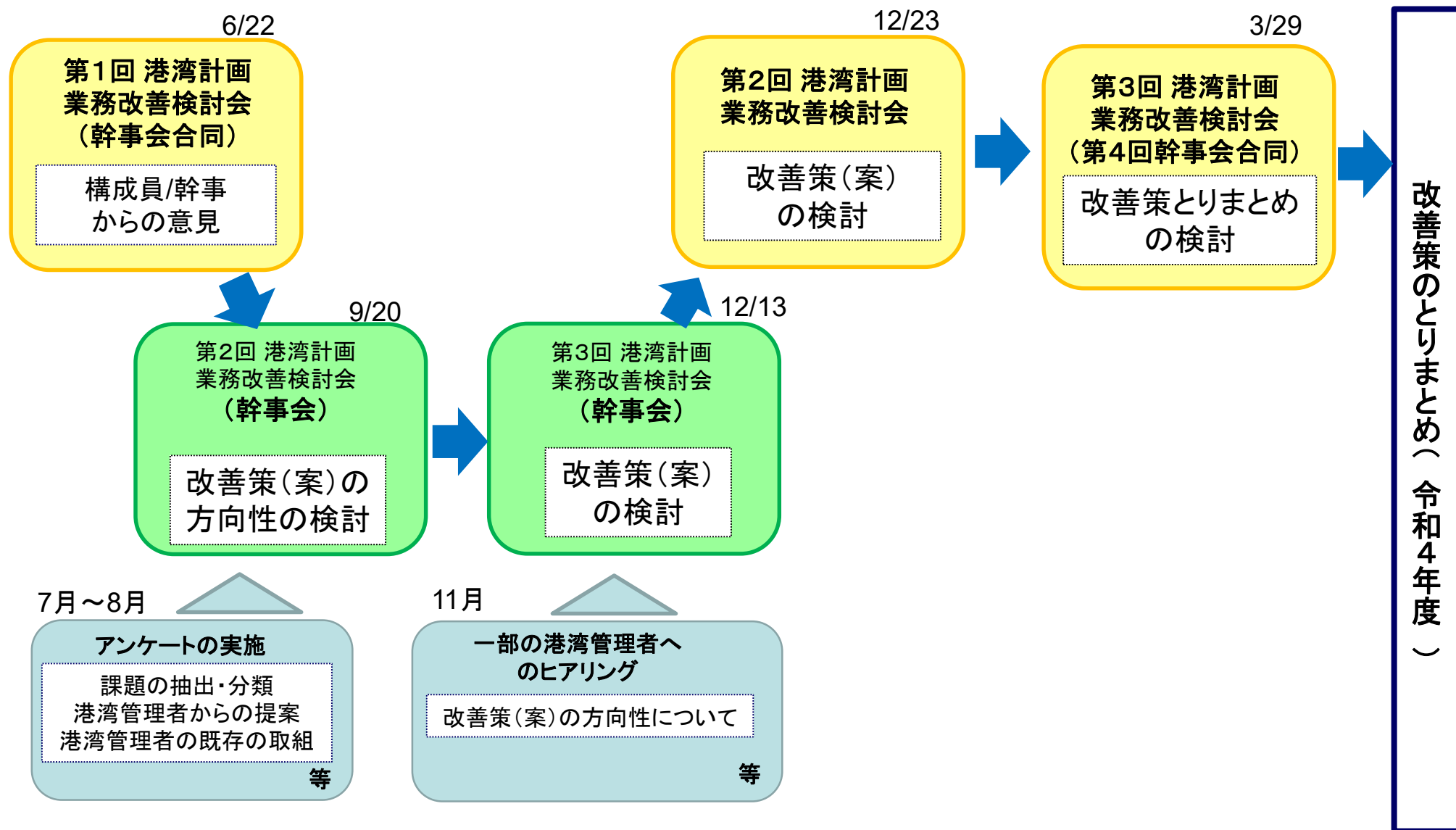
苫小牧港管理組合 専任副管理者
宮 城 県 土木部副部長
横 浜 市 港湾局長
福 井 県 土木部長
静 岡 県 交通基盤部港湾局長
神 戸 市 港湾局長
広 島 県 土木建築局総括官（空港港湾）
香 川 県 土木部次長
北九州市 港湾空港局長
沖 縄 県 土木建築部参事
国土交通省 港湾局計画課長

【オブザーバー】

北 海 道 開 発 局 港湾計画課長
東 北 地 方 整 備 局 港湾空港部長
関 東 地 方 整 備 局 港湾空港部長
北 陸 地 方 整 備 局 港湾空港部長
中 部 地 方 整 備 局 港湾空港部長
近 畿 地 方 整 備 局 港湾空港部長
中 国 地 方 整 備 局 港湾空港部長
四 国 地 方 整 備 局 港湾空港部長
九 州 地 方 整 備 局 港湾空港部長
沖 縄 総 合 事 務 局 開発建設部長
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 港湾研究部長

※幹事会は、検討会における各港湾管理者の港湾計画策定業務担当の課長級と国土交通省港湾局港湾計画審査官で構成。
また、幹事会のオブザーバーは各地方整備局等の計画企画官等及び国総研の関係室長。

※港湾計画業務改善策（以下、改善策）



港湾計画業務改善策

分類	項目	基本的な方向性	港湾計画業務改善策	
			先行して取り組む事項 R4年度中に検討実施	中長期的に継続して取り組む事項 R5年度以降に検討実施予定
業務全体	財政面	①国との連携 (直轄事業に係る検討など) ②財政支援の検討	・国が港湾管理者の港湾計画策定業務に 対して技術的な支援をする方針とし、明文化 ・港湾計画策定に活用できる可能性のある補助メ ニューを整理	・左記の整理を踏まえ、港湾計画業務に関する港湾管理者への財 政支援のあり方を検討
	仕組み	①作業手続きの見える化 ②港湾計画変更の手続きの 簡素化の検討	・本検討会において「港湾計画業務の作業全体の 標準工程」を作成	・一部変更案件(一定基準のもの)について、書面による会議等 の開催を検討 ・港湾計画業務のあり方について継続的に検討
検討 手法	貨物量 推計	①貨物量推計の考え方の 整理 ②作業方針の整理	・上記の「港湾計画業務の作業全体の標準工 程」の中で調査・検討時期等を整理	・貨物量推計の考え方について関係者を交えて整理。 ・上記の整理を踏まえ、貨物量推計ガイドライン(仮)等により 作業方針を整理
	環境 調査	①環境調査の内容の整理 ②作業方針の整理		・環境調査の内容について関係者を交えて整理。 ・上記の整理を踏まえ、環境調査ガイドライン(仮)等により 作業方針を整理
	航行 安全 検討	①航行安全検討の内容の 整理 ②作業方針の整理		・航行安全検討の内容について関係者を交えて整理。 ・上記の整理を踏まえ、航行安全検討ガイドライン(仮)等により 作業方針を整理
	長期 構想 検討	①長期構想で使用した資料 等の活用を検討 ②作業方針の整理		・改訂時に、長期構想委員会で使用した資料(貨物量推計、 ゾーニング等)の活用を検討 ・上記の検討を踏まえ、長期構想検討ガイドライン(仮)等により 作業方針を整理
変更 プロセス	スケジュー ル	①スケジュールの柔軟化の 検討	・港湾管理者の事情を加味し、引き続き柔軟な 対応を実施	・[再掲]一部変更案件(一定基準のもの)について、書面による 会議等の開催を検討
	業務の 簡素化	①資料の簡素化 ②デジタル技術の活用を 検討	・ウェブ上で港湾計画のリンクページを集約して 掲載	・[再掲]長期構想委員会で使用した資料(貨物量推計、ゾーニ ング等)を改訂時に活用を検討 ・会議等で使用する港湾計画書等の電子データの活用を検討 ・計画書・計画図等共有についてサイバーポート等の活用を検討
組織・ 体制	人材確保・ ノウハウの 蓄積	①港湾計画業務に関する研 修の充実化 ②港湾管理者と国との交流 促進 ③港湾管理者間の連携	・港湾管理者を対象とした港湾計画に関する研修 を継続的に実施 ・港湾管理者と国との意見交換の場の設置を検討 ・地方整備局等管内における港湾計画業務担当者 の連絡先名簿を港湾管理者間で共有	・研修内容の一部見直しに向けた検討 ・港湾管理者と国との意見交換の場の設置を検討

国 港 計 第 40 号
令和 5 年 3 月 17 日

各地方整備局港湾空港部長 殿
北海道開発局港湾空港部港湾計画課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省港湾局計画課長

港湾計画策定業務に係る港湾管理者への技術的支援について

港湾の開発、利用、保全等に関する計画である港湾計画は、社会経済情勢や当該港湾への要請等に基づき策定されている。これらには、海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設等に関するものも含まれていることから、港湾計画の変更を適切に行うことは我が国の港湾政策を推進する上で重要である。

港湾政策の推進における国の役割については、平成 13 年 10 月 18 日付国港計第 48 号「港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関する地方整備局等の所掌事務について」において、港湾局と地方整備局等との役割分担関係をより明確化し、港湾計画（港湾法第 3 条の 3）に関する事務及びこれに関連する事務の一層の効率化を図ることに資するために地方整備局等が行う技術的助言等に関する旨の通知を行ったところである。

また、今年度の地方分権改革の取組の中で、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」として、港湾計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する国による技術的支援のあり方について検討するとともに必要な措置を講じる旨の閣議決定がなされた。（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）

一方、港湾局では、令和 4 年 6 月に関係者による港湾計画業務改善検討会を設置し、港湾管理者が効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築を目的として国による技術的支援についても議論を行ってきたところである。

以上を踏まえ、我が国の港湾政策の一層の推進に向け、港湾管理者への国による技術的支援のあり方について、別添のとおり定めたので、適切に対処されるとともに、本通知の趣旨を貴職管内の港湾管理者にも周知されたい。

別添

■技術的支援のあり方

① データや知見等の港湾管理者への提供

港湾管理者が行う港湾計画の検討に際し、日常業務で扱っている全国的又は国際的なデータや最新の知見等を必要に応じて地方整備局等（直轄事務所等）が港湾管理者に提供する。地方整備局等（直轄事務所等）は、提供するデータや知見等の使途や取扱い方法（公開、非公開）等については、港湾管理者に十分に確認を行い、適切に対処することとする。また、データや知見等の提供にあたっては、サイバーポート等のデジタル技術も活用することとする。なお、地方整備局等（直轄事務所等）が把握していないものについては、地方整備局等を通じて本省や国土技術政策総合研究所に相談されたい。

- <想定されるデータや知見等の提供>
- ・船舶の大型化のデータ
 - ・社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等

② 設計、測量、調査の結果の提供

地方整備局等（直轄事務所等）が、直轄事業に関する設計、測量、調査等（以下、調査等）を実施している場合、港湾管理者が行う港湾計画の検討に際し、その結果を必要に応じて港湾管理者に情報提供する。情報提供された調査等の結果については、港湾管理者において港湾計画の検討に活用できるものとする。なお、地方整備局等（直轄事務所等）は、提供する調査等の結果等の使途や取扱い方法（公開、非公開）等については、港湾管理者に十分に確認を行い、適切に対処することとする。

<想定される主な情報提供項目とその内容>

主な項目	内容の例示
静穏度解析等に係るデータ	・静穏度解析、設計波、埋没予測計算の結果等
港湾関連企業等の動向調査	・事業評価等で収集した情報、荷主や船社等の取扱貨物需要・動向調査の結果等
環境調査に係るデータ（※）	・水域調査・環境生物調査、変化予測及び解析評価の結果等

（※）港湾計画改訂における環境調査・評価は、当該改訂内容に応じて適切な内容で実施されるべきものであり、必ずしも当該港湾の従前の港湾計画改訂時と同じ項目である必要はない。そのため、地方整備局等におかれては、港湾管理者と当該港湾管理者が所属する自治体の環境部局とが十分に調整し、必要な環境調査・評価が効率的に行われるよう技術的助言を行われたい。

③ その他

上記①、②に限らず、地方整備局等は、港湾管理者から港湾計画の内容に関する相談を受けた場合、引き続き適切に技術的助言を行う。

以上

港湾計画改訂業務の標準工程

項目	業務内容	所要期間(ヵ月)		検討スケジュール
		Min	Max	
全体工程		30	63	所要期間:約30〜63ヵ月
1.事前準備	港湾計画改訂に向けた予算要求、データ収集(関連資料、アンケート、企業ヒアリング等)	9	18	所要期間:約9〜18ヵ月
懇談会/将来計画策定WG/勉強会等	長期構想・港湾計画の前段で関係者と懇談会・勉強会等を実施	3	9	勉強会等
2.長期構想検討	目指していくべき将来像を示した「長期構想」を策定(※1)	6	30	所要期間:約6〜30ヵ月
2-1 局内検討、資料・冊子作成	港湾利用者、市民、行政機関、学識者など様々な港湾関係者の意見・要請をもとに、概ね20〜30年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方を構想・ビジョンとしてとりまとめる。港湾計画の改訂に先立ち、港湾管理者において策定	2	27	局内検討、資料作成
2-2 長期構想検討委員会	＜長期構想検討委員会の開催イメージ＞ ・長期構想検討委員会立上げ準備 第1回：現行構想の総括・策定背景(現状・課題)、長期構想骨子 第2回：具体施策検討、長期構想案 第3回：港湾計画の方針、拠点配置、長期構想原案、パフコメ ※必要に応じた回数を開催	6	26	長期構想検討委員会 策定 ☆
【参考】地方港湾審議会(※2)		3	3	【参考】地方港湾審議会
【参考】議会報告等(※2)(※4)		1	8	【参考】議会報告等
【参考】港湾計画素案の検討(※2)	港湾計画の目標年次である概ね10〜15年間に取組むべき内容や方針について検討を行う研究会(検討会)を開催し、委員の意見を取りまとめた上で港湾計画素案を作成する	18	18	【参考】港湾計画素案の検討
3.港湾計画改訂作業	改訂に向けた具体的な検討を実施	13	48	所要期間:約13〜48ヵ月
3-1 港湾計画の方針の検討	(港湾管理者)局内調整し、10〜15年先を目標とする港湾計画の方針等の検討を行う	6	18	港湾計画の方針の検討
3-2 整備局等との調整・協議	整備局等への変更内容説明、QA作成など	2	16	整備局等との調整・協議、本省提出の準備(QA等)
3-3 将来貨物量推計	将来の取扱貨物量の推計、事業者ヒアリングを実施(※1)	10	24	将来貨物量推計
3-4 埠頭計画・施設計画検討	貨物量推計に基づく埠頭計画等の整理、利用状況の把握、施設計画毎の規模及び配置の検討を行う(小型船だまり、マリーナ計画検討等も含む)(※1)	10	20	埠頭計画・施設計画検討
3-5 土地利用計画検討	施設計画及び需要に基づき、土地利用区分(変更)を検討(※1)	10	20	土地利用計画検討
3-6 臨港交通施設計画検討	将来交通量推計を行い、臨港交通施設施設の規模及び配置を検討(※1)	2	12	臨港交通施設計画検討
3-7 波浪推算、静穏度検討	波浪推算、港内静穏度調査の実施(※1)	6	14	波浪推算・静穏度検討
3-8 環境影響予測(現況調査・環境影響予測)	騒音・振動、大気質、潮流・水質等の現況調査、影響予測、計画の評価を行う(※1) (現況調査[Min5ヵ月Max30ヵ月]・環境影響予測[Min4ヵ月Max20ヵ月])	11	34	現況調査 環境影響予測
3-9 環境部局との協議	(港湾管理者)環境部局等に港湾計画変更内容・環境影響評価の説明、協議を行う	1	1	環境部局との協議
3-10 航行安全検討	航路の安全性について調査を実施(※1) 海上保安部に航行安全検討の説明、海難防止研究会の開催	5	24	航行安全検討
3-11 その他の検討(※2)	廃棄物処理計画検討、臨港地区の変更検討、開発効果・資金計画に関する検討等(※1)	6	14	廃棄物処理計画検討等
3-12 港湾計画図書作成	港湾計画書、港湾計画資料(その1、その2)(※1)	4	4	港湾計画図書作成
【参考】議会調整(※2)(※4)	議員、議会への説明	2	30	【参考】議会調整
【参考】審査プロセス(※3)	港湾法第3条の3第5項に基づき、港湾計画についての審議を行うため、交通政策審議会を開催			所要期間:約5ヵ月
本省 キックオフ	港湾管理者又は整備局が本省計画担当者に説明	150日前		キックオフ
本省 資料持込	港湾管理者又は整備局が本省港湾計画審査官に説明	120日前		持込
本省 局内調整、関係者協議	本省計画班が港湾局内に説明、オンラインで審査に基づき環境省及び省内関係部局(都市局、水管理・保安局・道路局)と協議	110〜40日前		局内調整、関係者協議
地方港湾審議会	地方港湾審議会(港湾法3条の3第3港)の開催、QA作成 港湾審委員及び議員、関係事業者への事前説明	30日前		地方港湾審議会
港湾分科会	国土省が、港湾法3条の3第5項に基づき開催 QA・当日資料の作成	当日		分科会 ☆
3-13 公示	港湾計画の概要の公示			公示

本標準工程案は、構成員からの情報をもとに港湾計画改訂業務を行うにあたっての標準的な工程をとりまとめたものであり、各港湾の検討状況によっては、この工程に限るものではない。
(※1) 外部発注する場合がある。
(※2) 必要に応じて行う。
(※3) 港湾計画変更(改訂・一変)審査の年間標準スケジュールに基づく。
(※4) 地方自治法第89条の普通地方公共団体の議会等をさす。

第2回検討会を踏まえての取組

○第2回検討会の意見を踏まえて、以下3点の改善策を実施。

- ①他港の港湾計画を閲覧しやすくするため、ウェブ上で港湾計画のリンクページを集約して掲載。（業務の簡素化）
- ②港湾管理者間の連携のため、各地方整備局等管内における港湾計画業務担当者の連絡先名簿を共有。（人材確保・ノウハウの蓄積）
- ③財政面の検討をするため、港湾計画策定に活用できる可能性のある補助メニューを整理し、共有。（財政面）

業務の簡素化

【閲覧方法】

(1) 国土交通省港湾局のページから、各地方整備局等のページにアクセス



国土交通省

ホーム > 港湾 > 港湾計画（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾）

主な施策

港湾計画（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾）

我が国の港湾（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾）の港湾計画について、各港湾管理者がウェブ上に掲載しております。港湾計画をご覧になるには、下記のリンクより各地方整備局等のページにアクセスし、続けて港湾管理者のページにアクセスしてください。

○北海道（北海道開発局管内）

○東北（東北地方整備局管内）

○**関東（関東地方整備局管内）**

○北陸（北陸地方整備局管内）

○中部（中部地方整備局管内）

○近畿（近畿地方整備局管内）

○中国（中国地方整備局管内）

○四国（四国地方整備局管内）

○九州（九州地方整備局管内）

○沖縄（沖縄総合事務局管内）

※一部の港湾については港湾計画の掲載に向けて準備中です。

お問い合わせ先
国土交通省港湾局計画課
電話：03-5253-8669

(2) 各地方整備局等のページから、港湾管理者のページにアクセス



国土交通省関東地方整備局
関東の川、みち、港湾、空港、まちづくりに関するポータルサイト

ホーム > 港湾・空港 > 関東管内における港湾計画等について（港湾管理者HP）

港湾空港部

関東管内における港湾計画等について

港湾管理者HP

→ 茨城県（茨城港・鹿島港）

→ 千葉県（千葉港・木更津港）

→ 東京都（東京港）

→ 川崎市（川崎港）

→ 横浜市の（横浜港）

→ 横須賀市の（横須賀港）

閲覧したい港湾を**クリック**

各港湾管理者のページ

港湾計画の閲覧が可能

※一部の港湾については港湾計画の掲載に向けて準備中。

港湾計画策定に活用できる可能性のある補助メニューについて

○各補助メニューの詳細については、各窓口の担当者にお問い合わせ下さい。

想定する【R5】補助メニュー	概 要	負担割合・補助率 (国、港湾管理者)	補助金額 の上限	関連HP	整備局等窓口
港湾脱炭素化推進計画作成費補助金	港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更、並びに港湾脱炭素化推進計画の内容(策定及び変更予定を含む。)を踏まえた港湾計画の作成及び変更を目的として港湾管理者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助する。	国1/2 港湾管理者1/2	上限なし	—	●●地方整備局 □□□□課 Tel:□□□□
クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業	クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化を促進するため、地方公共団体等が行う本格的なクルーズの受入促進や訪日外国人観光客が楽しめる国内クルーズの仕組みづくり、新たなクルーズ船受入に向けた安全対策※に要する経費の一部を補助する。 ※船舶航行安全検討委員会の開催等を支援	国1/2 港湾管理者等1/2	上限なし	http://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000384.html	●●地方整備局 □□□□課 Tel:□□□□
官民連携基盤整備推進調査費	民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備の事業化に向けて、港湾管理者が行う検討経費を支援する。	国1/2 港湾管理者1/2	上限なし	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html	●●地方整備局 □□□□課 Tel:□□□□
先導的官民連携支援事業	官民連携事業の案件形成を促進するために、地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成する。 ※PPP/PFI案件が対象	国100% ※都道府県及び政令指定都市は、コンセッション事業を除き補助率1/2	2,000万円 ※都道府県及び政令指定都市は、コンセッション事業を除き上限1,000万円	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-3-1.html	●●地方整備局 □□□□課 Tel:□□□□
港湾メンテナンス(個別施設計画作成支援)事業	既存港湾施設のライフサイクルコストの縮減につながる新技術等を活用した点検及び補修の手法及び既存港湾施設の統廃合、機能の集約化及び転換などの港湾管理者が行う検討に対して支援する。	[国庫補助率] ・内地 4/10 ・離島(奄美を除く) 6/10 ・北海道 6/10 ・沖縄 9/10 ・離島(奄美) 7.5/10	上限なし	—	●●地方整備局 □□□□課 Tel:□□□□

【参考】

魅力ある「みなとづくり」支援事業	魅力ある「みなとづくり」による地域再生を促進するため、港湾計画の変更等を行う地方公共団体(港湾管理者等)に対して、「地方創生応援税制」(いわゆる企業版ふるさと納税)を活用し、必要な調査等の費用を支援する。	— ※負担割合の上限は対象事業費の1/2	—	https://www.scopenet.or.jp/main/index.php	7
------------------	--	-------------------------	---	---	---

港湾管理者と国との交流促進について

○令和5年度以降の港湾管理者と国との意見交換の場に関しては、地方整備局等管内で設置されている「地方整備局・港湾管理者等連絡会議」の活用（議題を追加、本省計画課は港湾計画業務改善についての検討状況等を説明）などにより、港湾管理者と意見交換を行っている。

意見交換の場のイメージ

地方整備局・港湾管理者等連絡会議

港湾等メンテナンス会議

港湾等事業実施円滑化会議

港湾等プロジェクト調整会議

クルーズ振興連絡会議

【意見交換の開催状況】

R5.6.22時点

整備局等管内	R5年度
四国地方整備局	4月19日
沖縄総合事務局	4月20日
東北地方整備局	5月8日
中国地方整備局	5月30日
中部地方整備局	6月30日（予定）
関東地方整備局	7月7日（予定）

※他の整備局等管内においても順次開催予定

【意見交換の様子】

東北地方整備局管内(R5.5.8)



【会議の目的】

港湾施設及び海岸保全施設の計画・整備等に関し、国及び港湾管理者（港湾区域における海岸管理者を含む）等の連携・支援による検討体制を整え、課題の状況を把握、共有することを目的とする。

【説明内容】（本省計画課が説明後、港湾管理者と国との意見交換を実施）

- 港湾計画の概要（港湾計画変更のフロー、スケジュール等）
- 最近の港湾計画改訂・一部変更の事例
- 港湾計画業務改善についての検討状況 等

※会議の開催に際しては、「港湾等事業実施円滑化会議」等既存の国と港湾管理者の意見交換の場に合わせて開催する等、より効率的な開催方法を検討。